様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11第２項	00301	法規別表六（十六）「19」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11の２第１項（償却費）	00597	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00598	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11の２第２項	00599	法規別表六（十七）「18」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の11の２第１項」を「第42条の11の３第１項」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の11の２第２項」を「第42条の11の３第２項」に、「別表六（十五）「24」」を「別表六（十八）「18」」に改め、同表特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12第１項	00588	法規別表六（十九）「14」の欄の金額
	平成29年旧措置法第42条の12第２項	00571	法規別表六（十九）「27」の欄の金額
	第42条の12第２項	00600	
	第42条の12第３項	00572	法規別表六（十九）「37」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「10」」を「別表六（二十）「10」」に改め、同表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十八）「16」」を「別表六（二十一）「16」」に、「別表六（十八）「21」」を「別表六（二十一）「21」」に改め、同項の次に次のように加える。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の４第１項（償却費）	00601	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00602	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の４第２項	00603	法規別表六（二十二）「17」の欄の金額
	第42条の12の４第３項	00604	法規別表六（二十二）「22」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項及び生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	平成29年旧措置法第42条の12の４第１項	00450	法規別表六（二十三）「22」の欄の金額
	第42条の12の５第１項	00605	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の12の５第１項（償却費）	00509	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00510	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12の５第７項又は同項及び同条第８項」を「平成28年旧措置法第42条の12の５第７項」に、「別表六（二十）「21」」を「別表六（二十四）「21」」に改め、同表船舶の特別償却の項の次に次のように加える。

自動車教習用貨物自動車の特別償却	第43条第１項の表の第３号（償却費）	00606	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00607	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項の次に次のように加える。

被災代替資産等の特別償却	第43条の３第１項の表の第１号（償却費）	00608	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第43条の３第１項の表の第１号）	00609	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第43条の３第１項の表の第２号（償却費）	00610	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第43条の３第１項の表の第２号）	00611	法規別表十六（九）「８」の欄の金額